

接客販売 一般社団法人日本百貨店協会	東京都中央区日本橋二丁目一番十一号	イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十九年十月十四日
着付け 一般社団法人全日本着付け技能センター	東京都渋谷区代々木一丁目五十六番四号	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成二十二年二月一日
ホテル・一般社団法人日本宿泊産業マネジメント協会	東京都千代田区平河町、次に掲げるものの実施に関する業務 二丁目五番一五号	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成三十年七月二十三日
レストラン 一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会	東京都千代田区飯田橋、次に掲げるものの実施に関する業務 三丁目三番一十一号	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十四年六月十一日
フィットネス 一般社団法人日本フィットネス産業協会	東京都千代田区鍛冶町	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十九年

ビル設備管理 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十六年四月一日
機械保全 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	東京都千代田区神田保町三丁目三番地	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成二十七年四月一日
情報配線 特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会	東京都杉並区南荻窪四丁目三十五番二十号	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十六年六月十日
ビル設備管理 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十六年四月一日
機械保全 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会	東京都千代田区神田保町三丁目三番地	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成二十七年四月一日
情報配線 特定非営利活動法人高度情報通信推進協議会	東京都杉並区南荻窪四丁目三十五番二十号	イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験 イ 実技試験 ロ 学科試験	平成十六年六月十日

ガラス用日本ウインドフィルムウ・フィルム工業会	東京都渋谷区桜丘町二丁目十九番三十一号	ガラス用フィルム施工職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成十四年六月十一日
公益社団法人調理技術技能センター	東京都中央区日本橋堀の区留町二丁目八番五号	調理職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成十三年十月一日
ビルク公益社団法人全リーニンビルメンテナンズ協会	東京都荒川区西日暮里五丁目十二番五号	ビルクリーニング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成十三年十月一日
ハウスク公益社団法人全リーニンハウスクリーニング協会	東京都文京区後楽二丁目三番十号	ハウスクリーニング職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務	平成十四年四月二十二日

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年六月五日厚生労働省令第一〇二号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十五年四月二十二日から適用する。

附則 (平成一五年一二月二六日厚生労働省令第一八五号)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年一二月一六日厚生労働省令第一六八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年七月二八日厚生労働省令第一二五号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十七年六月六日から適用する。

附則 (平成一八年九月二二日厚生労働省令第一五九号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年八月八日から適用する。

附則 (平成一八年一二月二二日厚生労働省令第一九二号)

この省令は、公布の日から施行し、平成十八年十月三十日から適用する。

附則 (平成一九年六月二〇日厚生労働省令第九〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年一〇月二二日厚生労働省令第一二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年二月二九日厚生労働省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年四月二五日厚生労働省令第九九号)

この省令は、平成二十年四月二十六日から施行する。

附則 (平成二〇年七月二八日厚生労働省令第一三二号)

この省令は、平成二十年八月一日から施行する。

附則 (平成二〇年九月一〇日厚生労働省令第一四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二〇年一二月二八日厚生労働省令第一六三号) 抄

第一条 (施行期日)

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

附則 (平成二二年二月一日厚生労働省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二三年九月一日厚生労働省令第一一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二四年四月二三日厚生労働省令第八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年八月八日厚生労働省令第九六号)

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年二月二七日厚生労働省令第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二七年一二月二八日厚生労働省令第一七五号) 抄

第一条 (施行期日)

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第七十二号。以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (平成二八年三月二九日厚生労働省令第四七号) 抄

第一条 (施行期日)

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年一二月二二日厚生労働省令第一七三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年四月七日厚生労働省令第五七号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成二十九年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年一〇月二十四日厚生労働省令第一一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年一〇月三十一日厚生労働省令第一一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月二十三日厚生労働省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年二月二十八日厚生労働省令第八三号)

この省令は、公布の日から施行する。